

上尾市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 0 号

上尾市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市下水道条例施行規則（昭和 5 0 年上尾市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 に次の 1 号を加える。

- (4) 災害その他非常時において、他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条に規定する管理者を置いている地方公共団体にあつては、当該管理者）から条例第 8 条の 2 の規定による指定に相当する指定を受けた者が行うことが適当であると市長が認める工事を行う場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。